

目次

規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第2号）	4
秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第3号）	5
知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	障がい福祉課（第4号）	6
秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課（第5号）	7
秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則	生活総務課（第6号）	8
秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則	商工貿易振興課（第7号）	10
秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則	建設総務課（第8号）	11

告示

指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第24号）	12
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第25号）	13
指定納付受託者の指定について	情報統計課（第26号）	14
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第27号）	15
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第28号）	16
秋田市議会定例会の招集について	総務課（第29号）	17
令和7年度第5期および第6期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第30号）	18
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年 賦課年度令和6年 賦課年度令和5年）の公示送達について	国保年金課（第31号）	19
犬の登録手数料に係る公金事務の委託について	衛生検査課（第32号）	20
狂犬病予防注射済票交付手数料に係る公金事務の委託について	衛生検査課（第33号）	21

国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第34号）	22
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第35号）	23
都市計画の変更について	都市計画課（第36号）	24
災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消しについて	防災安全対策課（第37号）	26
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて	防災安全対策課（第38号）	27
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	防災安全対策課（第39号）	28
南部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について	南部市民サービスセンター（第40号）	29
令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第41号）	30
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第42号）	31
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第43号）	32
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課（第44号）	33
指定公金事務取扱者の指定について	観光振興課（第45号）	35
指定地域密着型サービス事業者の指定について	介護保険課（第46号）	36
専決処分した予算およびその要領について	総務課（第47号）	37
令和8年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第48号）	60
屋外広告物の場所および規格の指定について	都市計画課（第49号）	65
令和7年度介護保険料納入通知書の公示送達について	介護保険課（第50号）	66
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第51号）	67
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第52号）	68
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第53号）	69
産業廃棄物処理施設の設置許可申請について	廃棄物対策課（第54号）	70
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第55号）	72
秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について	食肉衛生検査所（第56号）	73
指定公金事務取扱者の指定について	スポーツ振興課（第57号）	74
指定公金事務取扱者の指定について	スポーツ振興課（第58号）	75
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて	防災安全対策課（第59号）	76
特定地域型保育事業者の確認の辞退について	子ども総務課（第60号）	77
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	子ども総務課（第61号）	78

医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の廃止について	保護第一課（第62号）	79
特定地域型保育事業者の確認の辞退について	子ども総務課（第63号）	80
教委告示		
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第2号）	81
教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第3号）	82
選管告示		
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の変更選任について	選挙管理委員会事務局（第17号）	83
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の変更選任について	選挙管理委員会事務局（第18号）	84
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者の変更選任について	選挙管理委員会事務局（第19号）	85
農委告示		
農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第2号）	86
上下水道局告示		
指定給水装置工事事業者の指定の更新について	上下水道局給排水課（第1号）	87
公告		
市有財産の売払いについて	財産管理活用課	88
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	91
地域農業経営基盤強化促進計画の策定について	農業農村振興課	93
農業委員会の委員候補者の推薦および募集について	産業企画課	94
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	97
経営管理権集積計画の取消しについて	農地森林整備課	98
農委公告		
秋田市農地利用最適化推進委員候補者の募集について	農業委員会事務局	99

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 2 号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年秋田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項の表第12号の 3 中「をし、又は」を「をする場合、」に、「場合で」を「場合その他市長が別に定める子の世話又は子の教育もしくは保育に係る行事への参加をする場合で」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 3 号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項の表第5号中「をし、又は」を「をする場合、」に、「場合で」を「場合その他市長が別に定める子の世話又は子の教育もしくは保育に係る行事への参加をする場合で」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 4 号

知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「（以下「施設入所支援」という。）」を削り、「同じ。）」の次に「、同条第13項に規定する就労選択支援（以下「就労選択支援」という。）」を加え、同項第 3 号中「療養介護、」を「療養介護に係る入所等の措置又は」に、「就労移行支援又は」を「就労選択支援、就労移行支援もしくは」に改め、「又は入所等」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 5 号

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

秋田市食品衛生法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表第 1 号中「健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票」を「健康食品との関連が疑われる健康被害情報提供票」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 6 号

秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市墓地、埋葬等に関する規則（平成12年秋田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条第 1 項中「（様式第 3 号）」を削り、同条を第 2 条とする。

第 4 条の見出しを「（管理者の変更等の届出等）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の管理者」を「法第12条の管理者（以下この項において「管理者」という。）」に改め、「（様式第 5 号）」を削り、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「前 2 項の」を「法第12条又は前項の規定による」に改め、「（様式第 6 号）」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（書類の提出等）

第 4 条 次の表の左欄に掲げる法および省令の規定に基づく申請書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	省令第 1 条	死体埋葬許可申請書
(2)		死胎埋葬許可申請書
(3)		死体火葬許可申請書
(4)		死胎火葬許可申請書
(5)	省令第 2 条第 1 項	死体（胎）改葬許可申請書

(6)	法第12条	墓地等管理者設置届
(7)	省令第7条第1項	墓籍
(8)		納骨簿
(9)	省令第7条第3項	火葬簿

第5条を削り、第6条を第5条とする。

様式第1号から様式第9号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の秋田市墓地、埋葬等に関する規則第5条の規定による墓籍、納骨簿および火葬簿は、それぞれ改正後の秋田市墓地、埋葬等に関する規則第4条の表第7号に掲げる墓籍、同表第8号に掲げる納骨簿および同表第9号に掲げる火葬簿とみなす。

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 7 号

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則（平成 7 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号を削る。

第 9 条第 2 項中「および同条第 6 号に規定する中小企業用地取得資金」を削る。

別表中小企業用地取得資金の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 8 号

秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市道路占用等に関する規則（平成12年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の第12の 1 の(1)中「巻付け看板および照明式のバスの停留所標識に添加する看板」を「巻付看板」に改め、同表の第12の 1 の(1)ただし書中「巻付け看板」を「巻付看板」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月2日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の名称および住所
鈴 木 真太郎
秋田市御所野元町一丁目1番2-208号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
 - (1) 概要
次の店舗が取扱いを開始
 - (2) 対象となる店舗
ローソン秋田仁井田緑町店
- 4 指定ごみ袋取扱店に指定した日
令和8年2月1日

秋田市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月2日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の名称および住所
株式会社K&Kメルシ 代表取締役 湊 一 利
秋田市御野場新町三丁目13番1号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
 - (1) 概要
次の店舗が取扱いを開始
 - (2) 対象となる店舗
ローソン秋田広面蓮沼店
- 4 指定ごみ袋取扱店に指定した日
令和8年2月1日

秋田市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月3日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
秋操近隣公園テニスコート使用料
- 3 指定納付受託者を指定した年月日
令和8年2月3日
- 4 指定納付受託者を指定する期間
令和8年3月8日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年2月3日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
158	ほの花調剤薬局 いずみ店	秋田市泉北三丁目17番17号	有限会社メディ アス 代表取締役 佐藤拓哉	令和7年 12月31日

秋田市告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年2月3日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
297	ほの花調剤薬局 いずみ店	秋田市泉北三丁目17番17号	有限会社メディア アス 代表取締役 佐藤拓哉	令和8年 3月1日

秋田市告示第29号

令和8年2月10日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和8年2月3日

秋田市長 沼谷 純

秋田市告示第30号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年2月5日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和7年度第5期および第6期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第31号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年2月6日

秋田市長 沼谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和6年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和5年）

秋田市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
犬の登録手数料に係る公金事務を次の者に委託したので、同条第2項の規
定により告示する。

令和8年2月6日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市中通六丁目7番9号
公益社団法人秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文
- 2 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
- 3 指定公金事務取扱者の指定日および委託日
令和8年2月3日

秋田市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
狂犬病予防注射済票交付手数料に係る公金事務を次の者に委託したので、
同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月6日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市中通六丁目7番9号
公益社団法人秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文
- 2 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
- 3 指定公金事務取扱者の指定日および委託日
令和8年2月3日

秋田市告示第34号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年2月9日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月9日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の名称および住所
中通生活協同組合 組合長 挽野 仁
秋田市南通築地1番29号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
代表者名を小林仁から挽野仁へ変更
- 4 届出日
令和8年2月4日

秋田市告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年2月10日

秋田市長 沼谷 純

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画公園	2・2・66号	飯島神社街区公園
秋田都市計画公園	2・2・67号	寺内後城街区公園
秋田都市計画公園	2・2・68号	後城第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・69号	後城第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・71号	御蔵町街区公園
秋田都市計画公園	2・2・74号	友鳩街区公園
秋田都市計画公園	2・2・75号	浜ナシ山街区公園
秋田都市計画公園	2・2・77号	大谷地街区公園
秋田都市計画公園	2・2・78号	花立街区公園
秋田都市計画公園	2・2・79号	飯島第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・80号	土崎港北六丁目街区公園
秋田都市計画公園	2・2・81号	長野第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・82号	長野第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・83号	東後街区公園
秋田都市計画公園	2・2・84号	土崎寺小山街区公園
秋田都市計画公園	2・2・88号	土崎駅東第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・89号	土崎駅東第2街区公園

秋田都市計画公園	2・2・92号	二葉町第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・93号	二葉町第3街区公園
秋田都市計画公園	2・2・94号	土崎なかよし街区公園
秋田都市計画公園	2・2・96号	将軍野第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・97号	将軍野第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・98号	将軍野第3街区公園
秋田都市計画公園	2・2・99号	将軍野第4街区公園
秋田都市計画公園	2・2・100号	高野街区公園
秋田都市計画公園	2・2・231号	道東街区公園
秋田都市計画公園	3・3・8号	寺内古四王近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・9号	前谷地近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・10号	高清水近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・11号	光沼近隣公園
秋田都市計画公園	3・2・12号	二葉町近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・17号	薬師田近隣公園

2 位置および区域

秋田市飯島松根西町、寺内大小路、寺内後城、土崎港南一丁目、土崎港中央七丁目、土崎港相染町字浜ナシ山、土崎港相染町字大谷地、土崎港北七丁目、飯島松根東町、土崎港北六丁目、港北松野町、土崎港北三丁目、土崎港北五丁目、土崎港北一丁目、将軍野東二丁目、土崎港中央二丁目、土崎港東一丁目、将軍野南三丁目、将軍野南五丁目、将軍野南二丁目、将軍野南四丁目、飯島道東二丁目、寺内兎桜一丁目、外旭川字前谷地、将軍野南一丁目、土崎港相染町字沼端、土崎港相染町字家ノ下、将軍野東二丁目および飯島字薬師田地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第37号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定に基づき、指定避難所の指定を次のとおり取り消したので、同項の規定により告示する。

令和8年2月12日

秋田市長 沼谷 純

指定避難所

名称	旧金足東小学校体育館
所在地	秋田市金足片田字待入109番地
収容人数	239人

秋田市告示第38号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月12日

秋田市長 沼谷 純

指定緊急避難場所

- 1 名称 旧金足東小学校体育館
所在地 秋田市金足片田字待入109番地
対象 洪水、地震
収容人数 239人
- 2 名称 旧金足東小学校グラウンド
所在地 秋田市金足片田字待入109番地
対象 洪水、地震
収容人数 3,175人
- 3 名称 雄和基幹集落センター（大正寺連絡所）
所在地 秋田市雄和新波字樋口62番地2
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 63人

秋田市告示第39号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年2月12日

秋田市長 沼谷 純

指定緊急避難場所

- 1 名称 旧金足東小学校グラウンド
所在地 秋田市金足片田字待入109番地
対象 地震
収容人数 3,175人
- 2 名称 雄和基幹集落センター（大正寺連絡所）
所在地 秋田市雄和新波字樋口62番地2
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 63人

秋田市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、南部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月13日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市御野場一丁目5番1号
南部地域づくり協議会
会長 佐藤 義明
- 2 委託事務
秋田市南部市民サービスセンター使用料徴収事務
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第41号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年2月13日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年2月13日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
黒沢町内会
- 2 認可年月日
令和7年2月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 渡 辺 賢 三
秋田市太平黒沢字野崎58番地
変更後 佐々木 隆太郎
秋田市太平黒沢字蛭田13番地
- 4 変更年月日
令和8年1月25日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年2月13日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
高野自治会
- 2 認可年月日
平成5年7月7日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 皆 川 公
秋田市雄和相川字高野147番地5
変更後 長谷部 久 昭
秋田市雄和相川字高野109番地1
- 4 変更年月日
令和8年1月24日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和8年2月16日

秋田市長 沼谷 純

課所室名	委任事務
建設総務課	入札保証金の収納に関する事務、建設部所管施設において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務

秋田市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設供給料金徴収事務の指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月16日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
株式会社雄和振興公社
代表取締役 奥田正樹
秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- 2 指定公金事務取扱者として従事する業務の名称
秋田市雄和ふるさと温泉供給施設供給料金徴収事務委託
- 3 公金の取扱種類
公金の徴収

秋田市告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和8年2月17日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社廻	デイサービス めぐり	秋田市南通亀の 町4番7号	令和8年2月15日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和8年2月18日

秋田市長 沼谷 純

専決第2号

専 決 処 分 書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月9日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,603,121千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	25,395,853	600,000	25,995,853
	1 地方交付税	25,395,853	600,000	25,995,853
	歳入合計	152,003,121	600,000	152,603,121

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		16,958,685	600,000	17,558,685
	2 道路橋りょう費	3,895,744	600,000	4,495,744
	歳 出 合 計	152,003,121	600,000	152,603,121

専決第6号

専 決 処 分 書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第8号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月20日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,026千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,739,147千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		千円 10,864,717	千円 136,026	千円 11,000,743
	3 委託金	816,565	136,026	952,591
歳入合計		152,603,121	136,026	152,739,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		19,461,464	136,026	19,597,490
	4 選挙費	256,941	136,026	392,967
	歳 出 合 計	152,603,121	136,026	152,739,147

専決第9号

専 決 処 分 書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第9号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月28日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,339,147千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	25,995,853	400,000	26,395,853
	1 地方交付税	25,995,853	400,000	26,395,853
20	繰入金	3,007,707	200,000	3,207,707
	2 基金繰入金	2,836,698	200,000	3,036,698
	歳 入 合 計	152,739,147	600,000	153,339,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 17,558,685	千円 600,000	千円 18,158,685
	2 道路橋りょう費	4,495,744	600,000	5,095,744
歳 出 合 計		152,739,147	600,000	153,339,147

専決第10号

専 決 処 分 書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年2月6日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,739,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	26,395,853	400,000	26,795,853
	1 地方交付税	26,395,853	400,000	26,795,853
	歳入合計	153,339,147	400,000	153,739,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		18,158,685	400,000	18,558,685
	2 道路橋りょう費	5,095,744	400,000	5,495,744
	歳 出 合 計	153,339,147	400,000	153,739,147

秋田市告示第48号

令和8年2月10日の「令和8年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和8年2月18日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130,747千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,869,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	28,340,483	1,130,747	29,471,230
	2 国庫補助金	6,456,454	1,130,747	7,587,201
	歳入合計	153,739,147	1,130,747	154,869,894

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		19,597,490	1,130,747	20,728,237
	1 総務管理費	16,861,513	1,130,747	17,992,260
	歳 出 合 計	153,739,147	1,130,747	154,869,894

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰生活支援事業	千円 1,129,913

秋田市告示第49号

秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）第7条第7項の規定に基づき場所および規格を次のとおり指定したので、同条第18条の規定により告示する。

令和8年2月19日

秋田市長 沼谷 純

次の道路の区間から展望できる地域（当該道路の路肩端から50メートル以内に限る。）で、当該道路と並行となる道路の沿線にある道路に面する広告物は別紙（省略）のとおりとする。

	道路の路線名	起 点	終 点
1	主要地方道 秋田停車場線	中通二丁目7番6	川尻町字大川反 233番31（国道7 号交点）
2	県道 土崎港秋田線	通町橋下流端の延長 線と交差する部分	主要地方道秋田停 車場線
3	主要地方道 秋田岩見船岡線	五丁目橋上流端の延 長線と交差する部分	主要地方道秋田停 車場線

秋田市告示第50号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受け
るべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年2月19日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年2月19日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
向野自治会
- 2 認可年月日
平成8年7月17日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 浅 野 進
秋田市雄和向野字前開39番地2
変更後 吉 田 孝 司
秋田市雄和向野字牛ノ首98番地内1
- 4 変更年月日
令和8年1月11日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年2月19日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
繋自治会
- 2 認可年月日
平成16年11月12日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 齋 藤 盛 又
秋田市雄和繋字宿83番地
変更後 齊 藤 可 益
秋田市雄和繋字上田面33番地
- 4 変更年月日
令和8年1月11日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年2月19日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
平沢自治会
- 2 認可年月日
平成11年11月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 斉 藤 義 信
秋田市雄和石田字下大部223番地1
変更後 秋 山 勝
秋田市雄和平沢字田中35番地1
- 4 変更年月日
令和7年12月21日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第54号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月20日

秋田市長 沼谷 純

- 1 申請者の名称および住所ならびに代表者の氏名
 - (1) 名 称 三菱マテリアル電子化成株式会社
 - (2) 住 所 秋田市茨島三丁目1番6号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 西 中 啓 二
- 2 産業廃棄物処理施設の設置場所
秋田市新屋町字天秤野153番11、13、14
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第7条第14号ハに規定する産業廃棄物管理型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
無機汚泥（主成分は含水率49%から60%までのフッ化カルシウムおよび二水石膏ならびに水分）
- 5 申請年月日
令和8年1月26日
- 6 産業廃棄物処理施設設置許可申請書および生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧場所
 - (1) 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎3階）
 - (2) 秋田市新屋扇町13番34号
西部市民サービスセンター

7 縦覧の期間

令和8年2月20日から同年3月19日まで。ただし、休日（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

8 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

10 意見書に記載すべき事項（日本語により記載すること。）

(1) 意見書の宛名 秋田市長 沼谷 純

(2) 意見書提出者の氏名又は名称、住所および電話番号ならびに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 意見の対象となる申請者の名称および施設の種類

(4) 生活環境の保全上の見地からの意見

11 意見書の提出期限

令和8年4月2日

12 意見書の提出先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎3階）

13 意見書の提出方法

持参又は郵送とする。なお、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休日を除く。

秋田市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年2月20日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
小高町内会
- 2 認可年月日
平成16年7月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 川 上 正 喜
秋田市河辺北野田高屋字務沢163番地
変更後 川 上 佳 壽
秋田市河辺北野田高屋字務沢166番地 1
- 4 変更年月日
令和8年2月7日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月24日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂2番地1

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長 土 田 正 広

2 委託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月24日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名称	所在地
一般社団法人秋田市シルバー人材センター	秋田市八橋南一丁目8番2号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料

3 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和8年2月24日

秋田市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月24日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名称	所在地
株式会社サンアメニティ秋田支社	秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料

3 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和8年2月24日

秋田市告示第59号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月24日

秋田市長 沼 谷 純

指定緊急避難場所

名称	イオン東北株式会社イオン土崎港店敷地
所在地	秋田市土崎港南二丁目3番48号
対象	津波
収容人数	10,480人
取消年月日	令和8年2月28日

秋田市告示第60号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定に基づき、特定地域型保育事業者が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第53条の規定により告示する。

令和8年2月25日

秋田市長 沼谷 純

- 1 地域型保育事業の種類、当該事業所の名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称
 - (1) 地域型保育事業の種類
小規模保育事業
 - (2) 事業所の名称
もりのらくえん
 - (3) 事業所の所在地
秋田市桜三丁目9番2号
 - (4) 事業者の名称
田澤 崇
- 2 1に掲げる事業所が確認の辞退をした年月日
令和7年5月10日

秋田市告示第61号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和8年2月25日

秋田市長 沼谷 純

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
 - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称
田 澤 崇
 - (2) 施設等の名称
もりのらくえん
 - (3) 施設等の所在地
秋田市桜三丁目9番2号
 - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類
一時預かり事業
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日
令和7年5月10日

秋田市告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年2月26日

秋田市長 沼谷 純

事業所名称	廃止年月日
すずきクリニック	令和7年12月21日
アイン薬局保戸野店	令和7年11月30日

秋田市告示第63号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定に基づき、特定地域型保育事業者が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第53条の規定により告示する。

令和8年2月26日

秋田市長 沼谷 純

- 1 地域型保育事業の種類、当該事業所の名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称
 - (1) 地域型保育事業の種類
小規模保育事業
 - (2) 事業所の名称
広面みなと園
 - (3) 事業所の所在地
秋田市広面字土手下2番地4
 - (4) 事業者の名称
株式会社みなと園
- 2 1に掲げる事業所が確認の辞退をした年月日
令和8年2月28日

秋田市教委告示第 2 号

令和 8 年 2 月 12 日 午後 3 時 30 分 秋田市役所 5 階 5 - A 会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和 8 年 2 月 9 日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委告示第3号

令和8年2月25日午後4時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和8年2月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

教職員人事異動に関する件

秋市選管告示第17号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和8年2月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市役所

令和8年2月4日

変更前 秋田市 目 黒 忠 誠

変更後 秋田市 石 塚 小枝子

秋市選管告示第18号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和8年2月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

岩見三内連絡所

令和8年2月3日

変更前 秋田市 石 塚 正 久

変更後 秋田市 石 塚 稔

秋市選管告示第19号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和8年2月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市第52投票区（秋田市立土崎小学校）

変更前 秋田市 目 黒 忠 誠

変更後 秋田市 山 添 匠

秋田市農委告示第2号

令和8年2月20日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和8年2月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

秋田市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和8年2月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
マルオ住設	奈良 紀	秋田県潟上市天王 字上北野39番地16	令和13年2月24日

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和8年2月9日

秋田市長 沼谷 純

1 売払物件の表示（旧チャレンジオフィスあきた）

物件番号	区分	所在地	地目種類（構造）	面積 延床面積	最低入札価格
1	土地	秋田市土崎港西三丁目131番	宅地	3,222.45㎡	土地 86,050,000円
	建物	秋田市土崎港西三丁目131番地 (家屋番号131番)	事務所（鉄骨鉄筋 コンクリート造陸 屋根3階建）	2,978.97㎡	建物 82,775,000円 (税込み) 合計 168,825,000円

※ 建物の最低入札価格には、消費税および地方消費税を含む。

その他詳細については、別紙「物件調書」のとおり

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所6階 会議室6-A

(2) 日時 令和8年5月13日(水) 午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

本物件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により市議会の議決に付すべき物件となるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、市議会で議決後、本契約として効力を生じるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明

現地説明は希望者のみ実施する。希望する場合は、令和8年3月13日（金）まで、秋田市総務部財産管理活用課（電話 018-888-5439）に問い合わせること。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年2月10日

秋田市長 沼 谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 久 井 大 樹

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

名 称 株式会社伊徳

代表取締役 塚 本 徹

住 所 秋田県大館市清水四丁目4番15号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 サンデー秋田自衛隊通店・いとく自衛隊通店

所在地 秋田県秋田市土崎港北二丁目17番14号 他5筆

(3) 変更した事項

駐車場の位置および収容台数

	駐車場N o . 1	駐車場N o . 2	合計
変更前	150台	190台	340台
変更後	141台	179台	320台

(4) 変更年月日

令和8年10月1日

(5) 変更理由

店舗運営計画の見直しのため

2 届出年月日

令和8年1月28日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和8年2月10日から同年6月10日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月13日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

- (1) 金足岩瀬地区地域計画
- (2) 飯島中央地区地域計画
- (3) 畑獅子岱地区地域計画
- (4) 鶉養地区地域計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条第1項の規定により、農業委員会の委員候補者の推薦の求めおよび募集を行うので、秋田市農業委員会の委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年2月24日

秋田市長 沼谷 純

1 人数

19人

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

農業委員会総会（月に1回（必要に応じて複数回）、平日の日中に開催）等に参加し、付議される議案について審議する。

このほか必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者や耕作者との面談などを行う。

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）に基づき支給する。

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に関する手続等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農業委員会委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農業委員会委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を記入し、提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

自ら応募する場合は、秋田市農業委員会委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出すること。

(3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、「10 推薦および応募に関する書類の提出先ならびに問合せ先」へ提出すること。

8 推薦・募集期間

令和8年3月2日（月）から同月31日（火）まで。持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

郵送の場合は、3月31日（火）必着とする。

9 選考方法

秋田市農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類を基に選考する。

結果については、7月上旬までに秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および応募に関する書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市産業振興部産業企画課（秋田市役舎3階）
電話 018-888-5722

11 その他

(1) 受付期間の中間および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。

(2) 提出書類に記載された個人情報は適正に管理し、農業委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦書および候補者応募申込書は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口又はホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
産業振興部 産業企画課	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号	018-888-5722
河辺市民サービスセンター産業 ・建設・地域支援担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービスセンター産業 ・建設・地域支援担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

秋田市農業委員会委員候補者推薦・応募ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1023133.html>

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和8年2月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

令和8年2月26日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第9条第1項の規定により公告する。

令和8年2月26日

秋田市長 沼谷 純

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在	地番	林班	小班	枝番	地目	面積(ha)
集340	秋田市雄和田草 川字山崎山	68	1	140	0	山林	0.05
			1	140	1		
	秋田市雄和田草 川字山崎山	71-136	1	131	0	原野	0.94
			1	132	1		
			1	133	0		
			1	144	0		
			1	145	0		
			1	153	0		
1	154	0					
経営管理権集積計画（整理番号集340）の内、上記森林について、取り消す。							

2 経営管理権集積計画を取り消した理由 森林所有者からの申出による。

秋田市農委公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第1項の規定により、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集を行うので、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年2月24日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 区域および人数

区域	人数
第1区域	6人
第2区域	5人
第3区域	6人
第4区域	6人
第5区域	6人

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

担当区域における現場活動（農地の現地確認や調査、農地所有者や耕作者との面談等）を担当する。

このほか必要に応じて農業委員会総会等に出席する場合もある。

(1) 主な業務

- ア 担い手への農地の集積・集約化
- イ 遊休農地の発生防止・解消
- ウ 新規参入の促進等に伴う現地での調査

エ 指導および監視業務

オ 地域計画における目標地図の作成

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）に基づき支給する。

農地利用最適化推進委員	委員	月額 31,000円
		日額 10,000円
		年額 国からの交付金の範囲内で活動時間に応じた額

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に関する手続き等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を

記入し、提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出すること。

(3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、「10 推薦および募集に関する書類の提出先ならびに問合せ先」へ提出すること。

8 推薦・募集期間

令和8年3月2日（月）から同月31日（火）まで。持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

郵送の場合は、3月31日（火）必着

9 選考方法

秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考する。

結果については、7月上旬までに秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および募集に関する書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市農業委員会事務局（本庁舎4階）

電話 018-888-5796

11 その他

(1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。

(2) 提出書類に記載された個人情報は適正に管理し、農地利用最適化推進委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦書および候補者応募申込書は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口かホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
秋田市農業委員会 事務局	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号(4階)	018-888-5796
河辺市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

秋田市農地利用最適化推進委員推薦・応募ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/iinkai/1009648/index.html>

区域内地区

区 域	地 区
第1区域	次に掲げる地区 (1) 金足片田地区、金足黒川地区、金足高岡地区および金足吉田地区 (2) 金足岩瀬地区、金足浦山地区、金足追分地区、金足大清水地区、金足小泉地区、金足下刈地区、金足鳩崎地区および金足堀内地区 (3) 下新城地区 (4) 飯島地区 (5) 上新城地区 (6) 寺内地区、八橋地区、土崎地区、将軍野地区および港北地区

第2区域	<p>次に掲げる地区</p> <p>(1) 旭川地区、泉地区、保戸野地区、新藤田地区、手形地区、濁川地区、添川地区、山内地区および仁別地区</p> <p>(2) 広面地区、檜山地区、柳田地区、東通地区、南通地区、中通地区および千秋地区</p> <p>(3) 外旭川地区</p> <p>(4) 太平地区</p> <p>(5) 下北手地区、横森地区および桜地区</p>
第3区域	<p>次に掲げる地区</p> <p>(1) 下浜地区</p> <p>(2) 新屋地区、勝平地区、旭南地区、川尻地区、川元地区、山王地区および浜田地区</p> <p>(3) 豊岩地区</p> <p>(4) 四ツ小屋地区、御所野地区および御野場地区</p> <p>(5) 仁井田地区、大住地区、牛島地区、茨島地区および卸町地区</p> <p>(6) 上北手地区および南ヶ丘地区</p>
第4区域	<p>次に掲げる地区</p> <p>(1) 河辺赤平地区、河辺大張野地区、河辺大沢地区および河辺高岡地区</p> <p>(2) 河辺諸井地区、河辺和田地区および河辺神内地区</p> <p>(3) 河辺戸島地区、河辺畑谷地区および河辺豊成地区</p> <p>(4) 河辺松渕地区および河辺北野田高屋地区</p> <p>(5) 河辺岩見地区</p> <p>(6) 河辺三内地区</p>
第5区域	<p>次に掲げる地区</p> <p>(1) 雄和女米木地区、雄和戸賀沢地区および雄和相川地区</p> <p>(2) 雄和左手子地区、雄和種沢地区および雄和平尾鳥地区</p> <p>(3) 雄和神ヶ村地区、雄和碓田地区および雄和萱ヶ沢地区</p> <p>(4) 雄和新波地区、雄和向野地区および雄和繫地区</p>

(5) 雄和田草川地区および雄和芝野新田地区

(6) 雄和妙法地区、雄和石田地区、雄和平沢地区、雄和椿川地区および雄和下黒瀬地区